

【協議】事業者協力型自家用有償旅客運送の実施について

◆経緯と目的

令和6年4月より、岐阜バス「明治村線」(路線は6ページ参照)の減便が実施され、沿線住民の朝・夜の公共交通による移動手段がなくなり、通勤・通学に支障が生じている。

沿線住民の通勤・通学の代替手段を検討するにあたり、他会社のバス・タクシー等その他の公共交通についても、近年の全国的な運転者不足等の影響により、対応が困難な状況である。



そこで、道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送を実施することで、

代替手段を確保すると共に、自家用有償旅客運送が犬山市の移動手段として適するものかを検証する。

目的①

目的②

※また、運行管理及び車両管理を交通事業者が行う「事業者協力型自家用有償旅客運送」として実施することで、公共交通の確保・維持に向けて交通事業者と連携を図る。

◆「事業者協力型自家用有償旅客運送」とは

◎道路運送法第78条第2号を適用し、

◎市や非営利団体が主体となって、

◎自家用車(白ナンバー)で、

◎有償で運行するもの。 → 自家用有償旅客運送

白ナンバーで有料送迎することは本来禁止されている。
(白タク)

◎運行管理や車両管理をノウハウのある
交通事業者へお願いする。

→ 事業者協力型自家用有償旅客運送

※今回は市が車両を用意する。

	2号(自治体ライドシェア)	3号(日本版ライドシェア)
目的	交通空白地の解消 (主に過疎地域)	タクシー不足の解消 (主にインバウンド対応)
空白地(時間)の指定	地域公共交通会議での協議による	国土交通省の指定による
実施主体	市町村もしくは非営利団体	タクシー会社
車両	実施主体が準備	自家用自動車も可
運転者の雇用	実施主体が雇用 ※運行管理を交通事業者へ委託できるようになった。 「雇用も含めて運行管理」とすれば、交通事業者雇用も可	業務委託は認めず、タクシー会社が雇用する
対価の設定	地域公共交通会議での協議による(タクシー運賃の約8割までを目安)	タクシー運賃(事前確定)
特徴	・法改正前は運賃設定の目安がタクシー運賃の1/2であったため、ボランティア的な運行がほとんどであり、安全面や継続性に不安があった ・「事業者協力型」として、交通事業者の参画も認められたため、安全面は向上している	・配車アプリの使用を前提として、データに基づく公共交通議論の促進につなげる ・タクシーが不足する時間帯や曜日などの穴埋めとしての性質

道路運送法(抜粋)

(有償運送)

第78条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

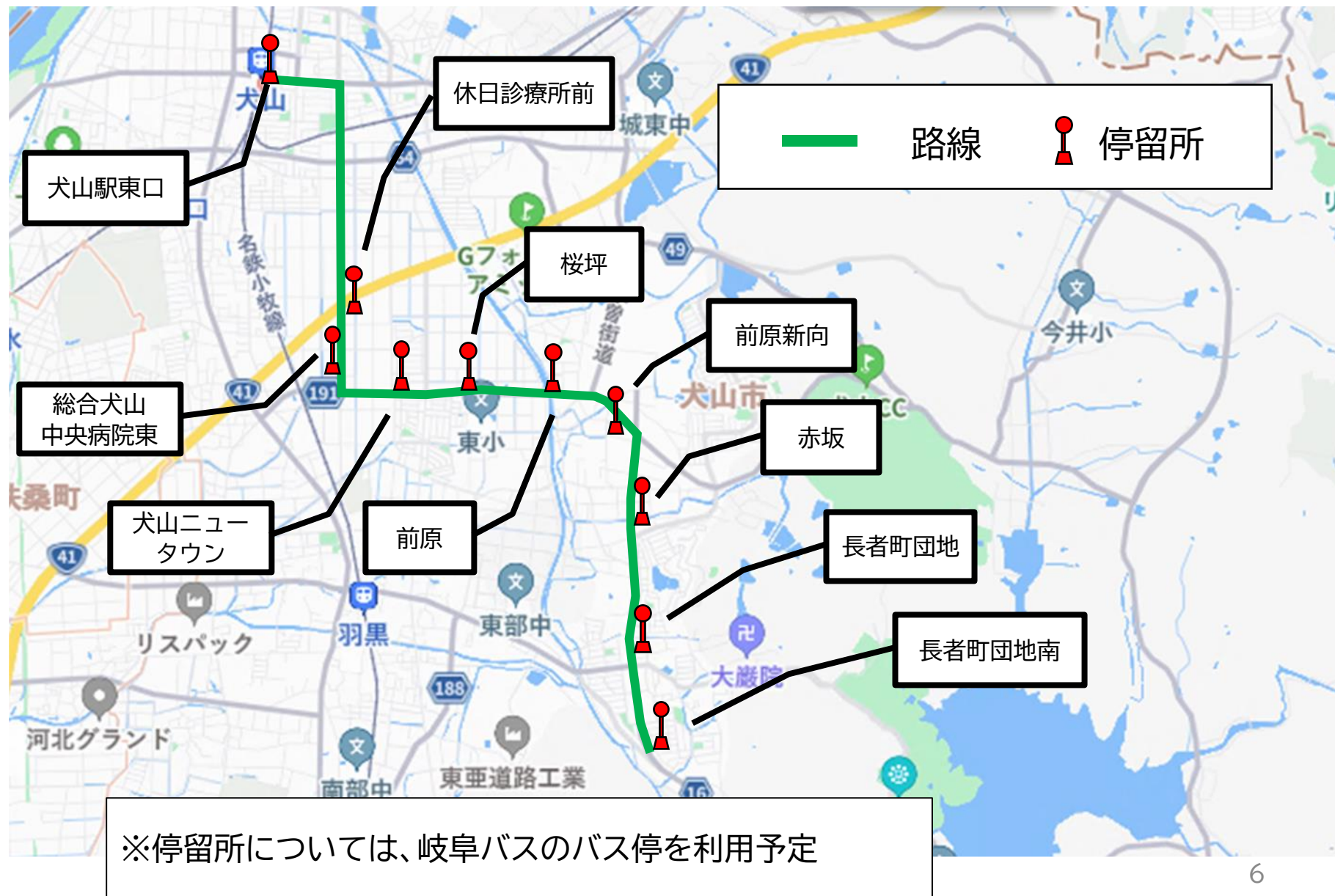
- 1 災害のため緊急を要するとき。
- 2 市町村、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

◆運行の概要

実施主体	犬山市 ※運行と車両の管理は交通事業者が実施
運行形式	定時定路線運行 ※減便された岐阜バス路線(長者町団地循環線)を運行 ※路線・ダイヤは6・7ページ参照
運行時間	朝 6:00~7:30 夜 18:00~19:30 ※朝と夜に生じる交通空白時間帯
運行期間	令和6年12月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで ※土日祝は運行しない ※年末年始の市役所閉庁日は運行しない
車両	市で用意する ※ハイエース1台を予定 ※予備車も用意する(市の公用車・交通事業者の社用車)
運転者	普通1種免許の所持者 ※交通事業者が雇用契約を締結し、運行を管理する ※求人は市で実施
運賃	1乗車300円 ※未就学児は無料
利用方法	・事前登録は不要とし、誰でも利用可能 ・乗車時に運賃を支払う ・支払い方法は、QRコード決済を原則とする

◆運行路線



◆運行ダイヤ

朝(6:00～7:30)



	1便	2便	3便
長者町団地南	6:20	7:00	7:15
長者町団地	6:21	6:59	7:16
赤坂	6:22	6:58	7:17
前原新向	6:23	6:57	7:18
前原	6:24	6:56	7:19
桜坪	6:25	6:55	7:20
犬山ニュータウン	6:26	6:54	7:21
総合犬山中央病院東	6:27	6:53	7:22
休日診療所前	6:28	6:52	7:23
犬山駅東口	6:35	6:45	7:30



夜(18:00～19:30)



	1便	2便	3便
犬山駅東口	18:15	18:55	19:15
休日診療所前	18:22	18:48	19:16
総合犬山中央病院東	18:23	18:47	19:17
犬山ニュータウン	18:24	18:46	19:18
桜坪	18:25	18:45	19:19
前原	18:26	18:44	19:20
前原新向	18:27	18:43	19:21
赤坂	18:28	18:42	19:22
長者町団地	18:29	18:41	19:23
長者町団地南	18:30	18:40	19:30



◆運行車両



実走車:10人乗りのワゴン車(ハイエース) 1台
予備車:8人乗りのワゴン車(セレナ) 2台
+
交通事業者が用意する車 1台以上

実走車の車内



実走車の車内イメージ



※通常時は、実走車を使用し、実走車が事故や点検等により使用できない場合に予備車を使用する。

※実走車と市が準備する予備車の駐車場は、犬山市役所駐車場とする。

※自家用有償旅客運送として運行していることが識別できるように、車体にマグネットシートを貼る。

◆運転者

要件

- ①普通1種免許の所持者
- ②心身共に健康な者

勤務時間

朝 5:30~8:00
夜 17:30~20:00

報酬

時給1,200円

※求人は市が行い、雇用契約は交通事業者が締結する。

※運転者の選定については、市と交通事業者が協力する。

※運行実施前日までに、交通事業者が実施する安全運転研修を受講する。

※勤務時間は、運行前後の点呼や車両点検の時間も含む。

※報酬は、市の「パートタイム会計年度任用職員」に準ずることとする。

◆運賃

1乗車 300円

※未就学児は無料とする。

※乗車時に支払う。

※支払い方法は、QRコード決済を原則とする。

(PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、メルペイ)

※ QRコード決済に必要な手続きは交通事業者が実施する。

◆事業者に協力を依頼する内容

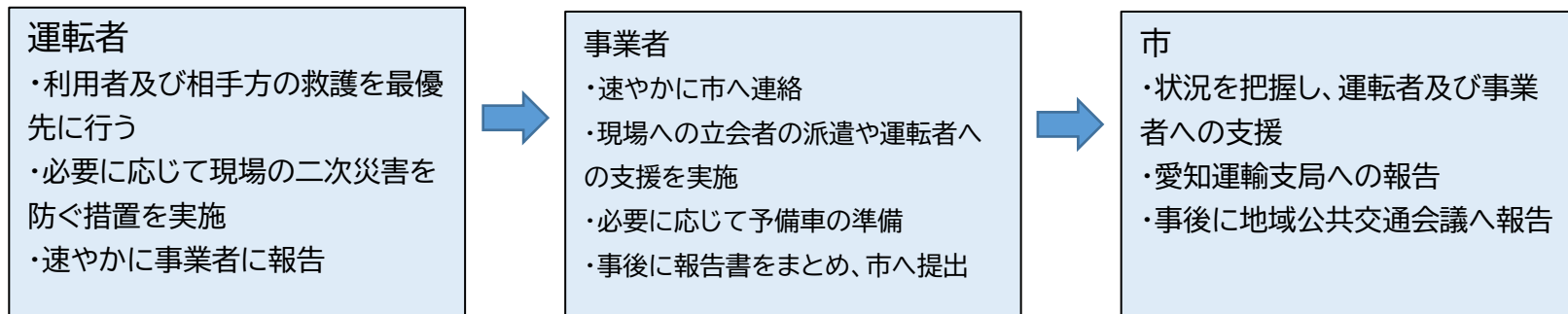
運行管理業務	車両管理業務
・運行における関係機関との調整 ・運転者の雇用 ・運転者に対する研修 ・運転者の配置 ・運賃の徴収 ・データ収集	・日常の点検、清掃 ・法定点検等の実施(手配) ・車体用マグネットシートの準備 ・決済用QRコードの準備 ・修繕(必要となった場合)の実施

◆事業者の選定方法

犬山市にて指名競争入札を実施し、選定された事業者と契約を締結する。

◆緊急時の対応体制

①事故発生時



②大雨・降雪等の荒天時

状況次第では、市の判断において安全を確保するために運行を中止する。

<例>

- ・名古屋鉄道が計画運休を実施するとき。
- ・台風が明らかに近づくと予想されるとき

③災害発生時

事故発生と同様とし、安全が確保できるまでは、運行を中止する。

④苦情等の処理

- ・利用者等からの苦情等に関しては、市、事業者、運転者の3者で誠実に対応し、情報共有を図る。
- ・上記の①～③によりやむを得ず予定していた運行を中止または遅延する場合は、親切丁寧な対応を心がける。
- ・本事業により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、一次対応としては事業者にて適切に対応する。

⑤満車時

予備車にて追走対応する。

※タクシーの代行は見込めない。
※事業スタート時は、予備車にて追走することも検討する。

◆スケジュール

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
補正予算(市議会)																														
地域公共交通会議																														
事業者入札～契約																														
運輸局への届出期間																														
車両準備～納車																														
運転者募集期間																														
運転者教育など																														
広報(運転者募集)																														
広報(事業実施)																														
運行																														